

第2編 不利益処分

第1節 農地等の権利移動の許可の取消し

法第3条第3項を適用して同条第1項の許可をした農地等について、事後において適正な利用の確保を確認するため、同法第3条の2の規定に基づく勧告、許可の取消しに係る処分基準は、同条第1項及び第2項の規定によるほか、次のとおりとする。

第1 法第3条の2第1項の規定による勧告は、次によるものとする。

次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合には、農地等について、法第3条第3項の適用を受けて同条第1項の許可により使用貸借権又は賃借権の設定を受けた者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。(法第3条の2第1項)

- (1) その者がその農地等において行う耕作等の事業により、周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じている場合(法第3条の2第1項第1号)
- (2) その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められる場合。(法第3条の2第1項第2号)
- (3) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもが、その法人が行う耕作等の事業に常時従事していないと認められる場合。(法第3条の2第1項第3号)

- ① 「相当の期限」とは、講ずべき措置の内容、生じている支障の除去の緊急性等に照らして、個別具体的に設定するが、法第3条の2第1項各号の状況を可能な限り速やかに是正するために必要な期限とする。
- ② 「周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じている場合」とは、法第3条第2項第6号の不許可要件に該当する場合(第1編第1章第3節第1の6)であって、例えば、病害虫の温床になっている雑草の刈取りをせず、周辺の作物に著しい被害を与えている場合等をいう。
- ③ 「地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認める場合」とは、法第3条第3項第2号の許可要件(第1編第1章第3節第3の1の①及び②)に該当しない場合であって、例えば、担当である水路の維持管理の活動に参加せず、その機能を損ない、周辺の農地の水利用に著しい被害を与えている場合等をいう。
- ④ 「その法人の業務を執行する役員のいずれもが、その法人の行う耕作等の事業に常時従事していないと認める場合」とは、法第3条第3項第3号の許可要件(第1編第1章第3節第3の1③)に該当しない場合であって、例えば、法人の農業部門の担当者が不

在となり、地域の他の農業者との調和が行われていないために周辺の営農活動に支障が生じている場合等をいう。

第2 法第3条第1項の許可の取消しは、法第3条の2第2項の規定によるほか、次によるものとする。。

次の(1)又は(2)に該当する場合には、法第3条第3項の規定により行った同条第1項の許可を取り消すものとする。(法第3条の2第2項)

- (1) 農地等について使用貸借権又は賃借権の設定を受けた者が、その農地等を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当該使用貸借権又は賃借権を設定した者が使用貸借又は賃貸借の解除をしない場合。(法第3条の2第2項第1号)
- (2) 第1による勧告を受けた者が、その勧告に従わなかった場合。(法第3条の2第2項第2号)

- ① 「農地等を適正に利用していない」とは、法第4条第1項又は第5条第1項の規定に違反して、当該農地等を転用している場合、法第32条第1項第1号の遊休農地に該当するものになっている場合等をいう。
- ② 法第4条第1項又は法第5条第1項の規定に違反して、当該農地等を転用している場合には、違反を確認次第直ちに使用貸借権又は賃借権を設定した者に対し、契約の解除を行う意思の確認を行い、契約の解除が行われない場合には、許可の取消しを行うものとする。この場合の手続については、行政手続法第3章の規定により行う。
- ③ 使用貸借権又は賃借権の設定を受けた農地を法第32条第1項第1号の遊休農地に該当するものになっている場合には、その状態が確認された時点から速やかに、使用貸借権又は賃借権を設定した者に対し契約の解除を行う意思の確認を行い、契約の解除が行われない場合には、許可の取消しを行うものとする。この場合の手続については、行政手続法第3章の規定により行う。